

発議第 10 号


志摩市議会広報特別委員会設置に関する決議について

上記の議案を別紙のとおり志摩市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和 3 年 11 月 15 日 提 出


志摩市議会議長 様

提出者 志摩市議会議員

前田 俊基 

賛成者 志摩市議会議員

小河 光昭 

濱口 卓 

令和 3 年 11 月 15 日 可 決

## 議会広報特別委員会設置に関する決議

次のとおり議会広報特別委員会を設置するものとする。

### 記

1. 名 称 議会広報特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び志摩市議会委員会条例第6条
3. 目 的 志摩市議会の広報に関する調査及び編集（作成）
4. 委員の定数 7人
5. 調査期限 令和7年10月31日まで、調査及び編集（作成）が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。